

【別添1】

事務連絡
令和3年1月13日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域
の変更（令和3年1月13日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け国不入企第31号）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年1月13日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象として2府5県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が追加されたところですが、令和3年1月7日付け国不入企第31号等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しく願います。

また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象地域の拡大を踏まえた、国土交通省直轄事業における対応について、別添のとおり事務連絡が送付されておりますので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。